

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 島根県準備委員会専門委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月22日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する こと 2 会場地選定に関する こと 3 県及び会場地市町村の業務分 担・経費負担に関する こと 4 競技施設及び関連施設の基 本的事項に関する こと 5 開・閉会式会場及び関連施 設の基本的事項に関する こと 6 情報通信施設の基本的事 項に関する こと 7 他の専門委員会に属さ ない重要な事項に関する こと	1 総合的な計画の推進に関 する こと 2 文化プログラムに関する こと 3 競技施設及び関連施設の 調査、調整等に関する こと 4 開・閉会式会場及び関連 施設の調査、調整等に関 する こと 5 情報通信施設の調査、調 整等に関する こと 6 他の専門委員会に属さ ない事項に関する こと（重要な事項を除く。）
競技運営 専門委員会	1 競技運営等の基本的事項 に関する こと 2 実施予定競技の選択に関 する こと 3 その他競技運営に係る重 要な事項に関する こと	1 競技運営に係る計画の推 進に関する こと 2 競技役員等の養成及び編 成に関する こと 3 デモンストレーション スポーツに関する こと 4 競技用具の整備に関する こと 5 リハーサル大会に関する こと 6 競技記録に関する こと 7 その他競技運営に関す ること（重要な事項を除く。）
広報・機運醸成 専門委員会	1 広報の基本的事項に関す ること 2 機運醸成の基本的事項に 関する こと 3 その他広報及び機運醸成 に係る重要な事項に関 する こと	1 広報及び啓発の実施に関 する こと 2 機運醸成の推進に関す ること 3 愛称・スローガン、マス コット等に関する こと 4 報道機関との調整に関 する こと 5 記録映像及び記録写真 に関する こと 6 その他広報及び機運醸 成に関する こと（重要な事項を除く。）